

令和3年第2回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和3年2月3日（水）

15時00分～15時45分

場所：市役所3階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	議案第1号 北広島市教育振興基本計画（2021-2030）について・・・	1～3
	議案第2号 北広島市スポーツ振興計画について・・・・・・・・	4
	議案第3号 北広島市スポーツ施設個別施設計画について・・・・・・・・	4～5
	議案第4号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	5～7
	議案第5号 北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する 要綱について・・・・・・・・	7
日程第3	そ の 他 (1)北広島市学校教育情報化推進計画（案）について・・・	8～9
	(2)北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針（案） について・・・・・・・・	9～10
	(3)次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	10
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	11

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	大山秀之		教育部理事	津谷昌樹
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	成田郁久美		学校教育課長	河合一
	教育委員	石上浩子		小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
	教育委員	高山隆二		社会教育課長	吉田智樹
傍聴人	なし		文化課長	笹森和宏	
			エコミュージアムセンター長	丸毛直樹	
			学校給食センター長兼参事	岡謙一	
			社会教育課主査	山田孝博	
			記録員	教育総務課主任	田中加奈

開会 15時00分

(議 事 の 経 過)

開会宣言

吉田教育長 ただいまから、令和3年第2回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、大山委員を指名いたします。

吉田教育長 次に、教育長報告についてであります。前回会議から1週間であり、報告事項がないことを報告いたします。皆さんからご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 教育長報告がないことについて、承認とさせていただきます。

日程第2 議案第1号 北広島市教育振興基本計画(2021-2030)について

吉田教育長 続きまして、日程第2、議事に入ります。議案第1号、北広島市教育振興基本計画(2021-2030)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第1号、北広島市教育振興基本計画(2021-2030)についてであります。別冊1のとおり決定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

「北広島市教育振興基本計画(2021-2030)」の案につきましては、昨年11月6日開催の教育委員会会議において議決をいただいたところであります。

その後、本案につきまして、パブリックコメントを、昨年12月15日から本年1月15日まで実施したところ、2名の方から4件の意見があったところであります。

内容につきましては、お手元に配布のパブリックコメントの結果のとおりであります。

1つ目は、教育機会確保法第5条に規定する地方公共団体の責務を果たしていただきたいという意見が1件あり、義務教育を修了できなかった方々の事情が様々であることから、政策1施策5の特別支援教育の充実や、政策3施策11の教育相談体制の充実等により、取組の充実に努めてまいりたいと回答をしたところであります。

2つ目は、義務教育未修了者への対応に関する意見が2件あり、夜間中学に限らず、より豊かに生きていく上での学習機会の提供を図ることを目指して取組を進めることとしており、政策4「結び合い、学び合う社会教育の推進」や、政策7「郷土愛を育む教育活動の推進」等において、市民の様々な学習意欲に応えるための活動を行うこととしていると回答をしたところであります。

3つ目は、北広島市子どもの権利条例を踏まえた計画づくりへの意見が1件あり、子どもの権利に関する施策については、本計画では、上位計画に記載されることとなっている子育て分野での取組を踏まえながら、政策1「生きる力」を育む学校教育の推進における一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実、政策3「やさしく支え合う教育連携の推進」における教育相談体制の充実・家庭の教育力の向上、政策1施策2「豊かな心を育む教育の充実」において、自他の生命の尊重や、他者への思いやりなどの豊かな心を育む教育を推進していると回答をしたところであり、いずれも今後の施策の参考としているところであります。

これらのことから、以上の意見による案の変更はなかったところであります。

このほか、本計画と同時進行で策定作業を進めております、北広島市総合計画（第6次）及び北広島市スポーツ振興計画、北広島市子どもの読書活動推進計画等との整合性を図る観点等から次の修正を行ったところであります。

まず主要な修正を申し上げます。23ページをご覧ください。政策1「生きる」力を育む学校教育の推進の現況と課題の6段目の文言を修正しております。

次に、25ページをご覧ください。施策6「社会の変化や課題に対応した教育の推進」の2つ目に平和教育を追加しております。

次に、26ページをご覧ください。政策2「信頼され、魅力ある学校づくりの推進」の5の現況と課題の7段目の文言を修正しております。

次に、27ページをご覧ください。の5つ目の文言を修正しております。

次に、31ページをご覧ください。政策4「結び合い、学び合う社会教育の推進」の現況と課題の3段目の文言を修正しております。

次に、33ページをご覧ください。政策5「スポーツ活動の推進」の基本的方向の2つ目の文言を修正しております。

次に、39ページをご覧ください。施策22「文化財の保存と活用」の4つ目及び5つ目の文言を修正しております。

次に、40ページをご覧ください。政策8「生涯にわたる読書活動の推進」の現況と課題の1段目の文言を修正しております。

次に、41ページをご覧ください。の1つ目の文言修正を行いました。

このほか、軽微な文言の修正を行ったところであります。

また、成果指標につきまして、37ページの芸術文化ホールの利用者数、39ページのまちを好きになる市民大学の卒業人数及び41ページの市民一人当たりの図書年間貸出数の現状値を最新の数値に修正したところであります。

修正箇所は以上であり、本計画につきまして、以上のとおり表現等を修正した上で、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、本市における、市長が定める「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、いわゆる「総合教育大綱」の策定及び取り扱いにつきましては、11月に説明いたしましたとおり、従来と同様、この「北広島市教育振興基本計画」を、総合教育会議における協議・調整の上で大綱に代えることが可能であることとなっているところでありますことから、3月に開催予定の総合教育会議において、市長からの協議・調整を行う予定となっているところであります。

このことから、今回の計画（案）中、4ページをご覧ください。「3 計画の概要」の「(2) 計画の法的位置づけ」の最後の行、「代わる予定となるものです。」とあるのは、総合教育会議での協議・調整が整いましたら、「代わるものです。」と変更させていただきたいと考えております。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第1号、北広島市教育振興基本計画（2021-2030）につきまして、ご質疑等ございますか。

吉田教育長 パブリックコメントの質問に係る情報提供ですが、今、札幌市で夜間中学を開設して未履修の方々を受け入れる準備をしております。全道でも珍しい公立の夜間中学を開設することで、北広島市におきましても、希望される方がいれば参加できるようにしたいということで、現在札幌市の動向を注視しているところです。また、夜間中学以外でも、これまでの施策や生涯学習の中で、対象者には様々な学びができるよう支援してまいりたいということで、先ほど課長からの説明にあったとおりでございます。

大山委員 パブリックコメントの意見と回答は、期間限定でウェブ公開などされるのですか。

富田小中一貫・教育施策推進課長 既に北広島市のウェブサイトで公開されておまして、期間限定ではなく、新年度となってもそのままご覧いただけることになっております。

吉田教育長 回答状況も見られるのですか。

富田小中一貫・教育施策推進課長 はい。

吉田教育長 市民に開かれるように対応しているということですね。

そのほか何かございませんか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、北広島市教育振興基本計画（2021-2030）につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第 2 号 北広島市スポーツ振興計画について

吉田教育長 続きまして、議案第 2 号、北広島市スポーツ振興計画につきまして、説明をお願いいたします。

吉田社会教育課長 議案第 2 号、北広島市スポーツ振興計画についてであります。別冊 2 のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

「北広島市スポーツ振興計画」の案につきましては、昨年 1 月 6 日開催の教育委員会会議において議決をいただいたところであります。

その後、本案につきまして、パブリックコメントを、昨年 1 月 15 日から本年 1 月 15 日まで実施したところ、1 名の方から 1 件の意見があったところであります。

内容につきましては、お手元に配布のパブリックコメントの結果のとおりであります。新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症の対策とスポーツ振興に関する考え方についての質問があり、本計画につきましては、市のスポーツ振興ビジョンとなりますことから、新たな感染症の感染対策につきましては、各種施策の実施段階で具体的に進めていくものと考えていることを質問をいただいた方に回答しております。また、スポーツ振興の考え方についての質問でありましたことから、計画書案の変更はなかったところであります。

以上のことから、本計画につきまして、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第 2 号、北広島市スポーツ振興計画につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第 2 号、北広島市スポーツ振興計画につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第 2 号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第 3 号 北広島市スポーツ施設個別施設計画について

吉田教育長 続きまして、議案第 3 号、北広島市スポーツ施設個別施設計画につきまして、説明をお願いいたします。

吉田社会教育課長 議案第 3 号、北広島市スポーツ施設個別施設計画についてであります。別冊 3 のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

「北広島市スポーツ施設個別施設計画」の案につきましては、昨年11月6日開催の教育委員会会議において議決をいただいたところであります。

その後、本案につきまして、パブリックコメントを、昨年12月15日から本年1月15日まで実施したところ、2名の方から1件のご意見、2件のご質問があったところであります。

内容につきましては、お手元に配布のパブリックコメントの結果のとおりであります。

冬期間のプール施設の活用について、冬期間の健康づくりに資する冬のスポーツを考案しプール施設を活用するという内容のご意見をいただき、この点につきましては、市内のプール施設については、屋外施設のため、設備の劣化を防ぐために冬期間は閉鎖をしているところであります。ご意見は、本計画に付随するものでありますが、冬期間のスポーツ振興に関して参考にさせていただくこととして、ご意見のあった方に回答をし、計画書案の変更はなかったところであります。

スポーツ施設の防災施設としての考え方についての質問につきましては、本計画は所管するスポーツ施設の長寿命化を目的とする計画であり、災害が発生した際の避難所開設時における各施設の感染症対策につきましては、本計画とは別に「北広島市地域防災計画」に準じて対応するものとなること、また、総合計画では目標人口を6万人と設定していることに対し、本計画では国立社会保障・人口問題研究所における人口推計の記載にとどまっていることの考え方についての質問につきましては、総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所における人口推計を踏まえ、ボールパーク構想、駅西口再開発等によるプラスの波及効果を勘案しまちづくりの目標の一つとしたもので、本計画については、上位計画となる北広島市公共施設等総合管理計画における人口推移・人口構成の記載の考え方に準じ、人口構造の変化について社人研における人口推計を記載したものであること、ご質問をいただいた方に回答し、計画書案の変更はなかったところであります。

以上のことから、本計画につきまして、教育委員会の議決を求めるものであります。

なお、本日議決をいただければ、こののち庁議を経て計画決定をまいります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市スポーツ施設個別施設計画につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第3号、北広島市スポーツ施設個別施設計画につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田教育長 議案第3号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第4号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

吉田教育長 続きまして、議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまし

て、説明をお願いいたします。

河合学校教育課長 議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。規則の一部を別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの規則改正は、令和3年4月からの中学校新学習指導要領の実施に伴い、指導要録の様式を修正するための所要の見直し等を行い、また、昨年12月の北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令の制定に伴い、職員が出勤した際の出勤簿への押印に係る規定が見直しされたことから、所要の改正を行うものであります。

規則の主な改正内容につきましては、7ページをご覧ください。

まず、第25条の指導要録の様式につきましては、8ページから10ページをご覧ください。

各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理するものであります。

次に、11ページから22ページをご覧ください。

これまでの特別支援学級用の指導要録につきましては、全ての障害種別をまとめた1種の要録となっていたところではありますが、「肢体不自由等用」と「知的等用」の2種類に区分するものであります。

次に、戻っていただいて7ページをご覧ください。

第33条の出勤及び退勤につきましては、北海道公立学校校務支援システムを活用した打刻を行い、押印規定を削除するものであります。

なお、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

高山委員 出勤簿への押印についてですが、なかなかイメージがしにくいのですが、パソコン上でクリックするだけでよいというような仕様なのでしょうか。

河合学校教育課長 本市の教職員の出退勤の状況につきましては、我々市職員と同様、ICカードによる出退勤管理を行っております。ICカードをカードリーダーにかざすことで出退勤時間が記録されます。もちろん、データとして蓄積されますので、例えば、1人当たりの平均の勤務時間や月ごとの平均データを出したりと、学校全体での集計等に役立っております。

吉田教育長 ICカードをカードリーダーにかざしたら、判子は不要となるということですね。

高山委員 カードリーダーは職員室、または玄関に設置してあるのですか。

河合学校教育課長 学校によって設置している場所は若干違いますが、職員室の入り口付近に設置しております。

吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第5号 北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について

吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いいたします。

河合学校教育課長 議案第5号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱についてであります。要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの要綱改正は、助成対象者や助成金額を適切に判断するための準会場の定義付けに係る見直しを内容とするものであります。

要綱の主な改正内容につきましては、24ページをご覧ください。

第5条第2項で準会場の定義を規定しているところであり、要綱上では「日本英語検定協会が定める設置条件を満たす小中学校が、実用英語技能検定を団体で受検するために設ける会場」としておりましたが、企業や学習塾など、学校以外の団体においても準会場受検を実施する場合があることから、準会場の定義を削除するものであります。

なお、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第5号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第5号につきましては、原案のとおり決することとします。

日程第3 その他

吉田教育長 日程第3、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 事務局から、(1)北広島市学校教育情報化推進計画(案)について、(2)北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針(案)について、(3)次回教育委員会会議の日程について、の3点についてお諮りいたします。

はじめに、北広島市学校教育情報化推進計画(案)及び北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針(案)について、担当の下野教育総務課長からご説明いたします。

下野教育総務課長 はじめに、北広島市学校教育情報化推進計画(案)についてであります。本計画につきましては、本市の学校ICT環境の整備等の方向性を明らかにするために策定するものです。12月の教育委員会会議でご説明しました、学校ICT活用推進計画がソフト面に関する計画に対し、本計画はハード面に関する計画という位置付けになります。

策定の背景についてであります。これまで市教委の内部計画として更新計画を作成し、この計画に基づき、市の推進計画の作成、予算化を行ってまいりましたが、ICT環境の整備には多額の費用が必要であり、市民等から広くご理解を頂く必要があることや国の補助を活用するためには計画が必要になることなどから、今般計画を策定することとしたものであります。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

1ページ目は、目的、計画の位置付け、計画期間を記載しています。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10か年としております。

2ページ目は、計画の位置付けについて図示しております。ページ下段の枠囲み、総合計画及び教育振興基本計画の施策の抜粋にありますとおり、「学校ICT機器や環境の整備を安定的かつ計画的に」進めるということを受けた、個別計画という位置付けになります。

3ページから6ページは、国や北海道等の動向を記載しています。

7ページから11ページは、本市の現状と課題を、国の整備水準と対比させて記載しているものです。

12ページは、基本方針について記載しています。基本方針及び「1 ICT環境の安定的かつ計画的な整備」につきましては、総合計画及び教育振興基本計画の文言と一致させています。「2 教職員のICT活用能力の向上」とし、研修の充実など支援に努めるとしています。

13ページからは、計画推進のための具体的な方向性を示しています。

基本方針1「ICT環境の安定的かつ計画的な整備について」ですが、(1)において基本的な考え方を明記しています。こちらについては、これまでの考え方についてあらためて明文化したものであります。今年度3,002台の端末を導入し、今後の更新費用等の課題もありますことから、これまでの追加・拡張型の整備から、導入した機器やソフトウェア等を徹底活用する方向へ転換を図っております。(2)では個別の機器等の整備の考え方について、国の整備方針等に基づき記載しています。そのなかで、14ページ「ウ、教育用コンピュータ」の(オ)にBYODや端末貸与に関

することの調査研究、15ページ「セ、その他に先端技術の導入に関する調査研究」など、今後の課題になるであろうことについても触れています。

17ページには、基本方針2「教職員のICT活用能力の向上」に関する方向性等を記載しています。

今後のスケジュールですが、実際に活用する教職員の皆様にご意見を伺い、内容を整理したうえで、あらためて教育委員会会議においてお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

吉田教育長 ただいまの北広島市学校教育情報化推進計画（案）につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続きまして、北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針（案）につきまして、説明をお願いいたします。

下野教育総務課長 次に、北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針（案）についてですが、12月の教育委員会会議後に、教職員住宅委員会の調査研究経過についてご報告させていただきましたが、先日、教職員住宅委員会から調査研究報告書の提出がありました。この報告書を受けて、今後、市教委としての基本方針を策定することになりますが、本日は、策定経過中の基本方針（案）についてご説明をさせていただきます。

それではお手元の冊子をご覧ください。

1ページから7ページにつきましては、計画策定の背景や目的、現状と課題等について記載しております。

8ページには、教職員住宅委員会による調査研究報告書の内容を記載しております。調査研究に当たっては、同委員会において、教職員悉皆のアンケートを含め、全3回に渡り調査研究を行っていただいたところであり、結論としましては、記載のとおり、「(1)教職員住宅の廃止は、やむを得ないものと判断する。(2)廃止に当たっては、若年層の家賃負担の軽減を求める意見及び優秀な人材確保や安心して働き続けられる職場環境づくりの観点から、関係機関と連携し、福利厚生施策の充実に努めていただきたい。」となっております。

9ページをご覧ください。

これらを受けて、市教委としての方針（案）についてですが、整備の当初の目的や教職員住宅委員会の調査研究結果などから、「今後、新たな整備は行わず、その供用を廃止する」としています。

教職員住宅としての廃止後の活用につきましては、はじめに、教育用財産として住宅以外の活用を検討し、活用の見込みがないものについては、市有財産として全庁的に処分を含めた検討を行うとしています。

本基本方針において、具体的な廃止時期は明示しておりませんが、個別具体的に廃止することとな

った場合、あらためて教育委員会会議においてお諮りするものであります。

以上であります。

吉田教育長 ただいま説明がありました、北広島市教職員住宅の在り方に関する基本方針（案）につきまして、ご質疑等ございますか。

吉田教育長 参考までに、管理職住宅はあとどれぐらいで利用できなくなるのかということと、若葉団地の教職員住宅の現状について、ご説明いただければと思います。

下野教育総務課長 管理者住宅については管理職に対し現在2戸を供用しており、今年度末で定年退職される方がいらっしゃいますので、その時点で全戸を供用廃止することで、22戸が空き住戸になります。

この方針を策定することで、北の台小学校の近くにある管理者住宅が、市街化区域の中で住宅に転用できるところにあるのですが、現在遊休施設となっておりますので、それらをどう有効活用していくかということも議論のきっかけ、スタートとなると思います。

若葉町の教職員住宅につきましては、2棟40戸となっております。現在、24戸入居しており、常時6割程度しか埋まっていない状況です。こちらは、熱供給会社の東急コミュニティー様から熱供給を一括して受けていますが、一定の空室が発生すると、その分の補填料を支出しており、市職員住宅の棟と合わせると年間で300万円程度お支払いしている状況にあります。また、若葉町の教職員住宅については、熱供給が令和7年度で供給契約が切れますので、その更新について、今から考えていく必要があるものです。

吉田教育長 そのほか何かございませんか。

（「なし」の声あり）

吉田教育長 続きまして、次回会議の日程につきまして、説明をお願いいたします。

津谷教育部理事 次回第3回教育委員会会議についてであります。令和3年3月4日（水）時間は16時00分から市役所3階会議室で開催させていただきたいと思っております。

なお、同日、15時00分から同会場にて、令和3年第1回総合教育会議を開催いたしますので、14時50分までにご参集いただきますようお願いいたします。

議案は、市長が定める、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を予定しております。

以上であります。

吉田教育長 次回は、3月4日（木）、市役所3階会議室において、15時から総合教育会議、16時から第3回教育委員会会議を開催するということで皆さまよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

閉会宣言

吉田教育長 以上で第2回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

15時45分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
